第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の 見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 事業計画

No.	意見の概要	事業者の見解
1	過去に事業が、取りやめになりました。当事業者 には、是非成功してもらいたい。風力事業には適 地と思われます。事業の推進をよろしくお願いし ます。	地域の方々及び関係機関と協議を行いながら、事業の推進を行ってまいります。
2	今現在の既設の風力の稼働率を非常に高く私は 評価していますので、安全管理に充分に配慮して 自然エネルギーを利用して、二戸市の経済効果に 役立つ事業でありますので進めてほしい。	事業実施にあたっては安全管理に配慮して進めてまいります。また、二戸市の経済活性化につながるように当社としても事業を推進してまいりたいと思います。

2. 水質

No.	意見の概要	事業者の見解
1	建設予定地においては、雨量を計算し、排水計画を十分検討して、行ってほしいと思っています。地表面よりの土が、排水に流れこまないように、対策を検討してほしいと思います。 風力発電事業には適地だと思いますので、事業の推進をお願いします。	ご指摘の水質への影響につきましては、今後実施する現地調査の結果に基づく予測・評価及び関係機関との協議を踏まえた上で、対象事業実施区域の周囲の河川等の水の濁りによる環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全に配慮した事業計画を立ててまいります。

3. 動物・植物・生態系

	* D - I = =	
No.	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電事業地は林地と農地と思われるが、動物、植物調査を十分に行ってもらいすすめてもらいたい。 二戸市の経済の活性化にもつながる事業と思われるので実現まですすめて頂きたい。	動物及び植物の調査について専門家のご助言を 踏まえた上で実施してまいります。また、二戸市 の経済活性化につながるように当社としても事 業を推進してまいりたいと思います。
2	再生エネルギーとして期待されている事業の一つだと思います。林地については希少動物、希少植物を出来るだけ保存して欲しい。 そして想定外の雨や風が地域に悪影響がないように調査をし、万全を尽くして欲しい。 地域の活性化につながる事業になる事を期待します。	ご指摘の動物、植物への影響につきましては、今後実施する現地調査及び専門家のご助言を踏まえた上で予測・評価を行い、環境影響を極力低減するための配慮を行います。 また、想定外の雨や風については主に工事の実施による濁水発生が想定されますが、大雨時には工事を一時中断する等の対策を実施し、悪影響が出ないように配慮してまいります。 当社としても、地域の活性化につながるように事業を推進してまいりたいと思います。
3	事業計画予定地は自然豊かなところでもあるので、工事の際は周囲の環境保全に留意し、動植物に影響がないようにお願いします。 再生可能エネルギーである風力発電事業には賛成です。	ご指摘の動物、植物への影響につきましては、今後実施する現地調査及び専門家のご助言を踏まえた上で予測・評価を行い、環境影響を低減するための配慮を行います。
4	自然エネルギーの事業は大きく言えば地球環境 改善、保全にとって非常にいい事業であり、地域 経済の発展にも貢献するものであり、動植物調査 を行ってもらい、事業を進めてもらいたい。	風力発電は発電時の温室効果ガス排出が無く、気 候変動問題に寄与できるものと考えます。また、 動物及び植物の調査について専門家のご助言を 踏まえた上で実施してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
1.0.	事業計画予定地である採草地には、鳥類が見受けられます。従って鳥類の調査を十分にお願いしま	ご指摘のとおり、対象事業実施区域及びその周囲 は牧野として利用されており、樹林環境が広がっ
5	す。 風力発電事業には適地と思われますので事業の 推進をお願いします。	ていることから、本事業においては、その場に生息・生育する動植物への影響を適切に予測・評価することが重要であることを認識しております。したがって、専門家のご助言をいただきながら、鳥類の現地調査、予測及び評価を行います。また、当事業推進に当たっては風況調査の結果も踏まえて、環境影響を極力低減するように配慮し、地域の活性化にも寄与するように推進してまいります。
6	最近、日本鹿が出没が多くなり、農業への被害が出るようになった。鹿の生息域を調査して欲しい。 風力発電事業は、地域にとっても大きな活力となるものであるから是非実現して欲しい。	日本鹿の生息域については、哺乳類調査で極力把握するようにします。 また、当事業推進に当たっては風況調査の結果も踏まえて、環境影響を極力低減するように配慮し、地域の活性化にも寄与するように推進してまいります。
	■事後調査(死骸探索調査)について 仮に準備書の段階でコウモリ類への影響が予測 された場合、事業者は保全対策及び事後調査を実 施すると思うが、コウモリの死体は小さいので、 カラスやキツネなどが持ち去り4日程度で消失し てしまうだろう。事業者はコウモリ類の死体消失 率と発見率を算出した上で、適切な死体探索調査 の頻度を検討するべきではないか。	コウモリ類の専門家のご助言を踏まえた上で、現 地調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ た上で、影響を回避又は極力低減するよう、必要 に応じて環境保全措置を検討し、その上でも不確 実性がある場合に、事後調査の実施を検討してま いります。事後調査を実施する場合には、その調 査方法及び調査内容について専門家のご助言を いただきながら実施してまいります。
7	■P308 哺乳類 (コウモリ類) の調査方法についって が は、「バットディテクターを用いたする コウモリ類 かって で は、「バットディテクターを用いたする とって で ない。 で で は、 で で で で で で で で で で で で で で で で	ご指摘をいただいた、バットディテクターの方式については、幅広い周波数解析が可能な機種を選定するように検討します。しかしながら、バットストライクの影響については調査手法及び予しませる。これでは、1000年のの世アリングを追加で実施し、そのご助言の結果を踏まえ、また他事例を考に調査方法を検討します。今後実施する現地調査において使用するバットディテクターの機種等の詳細についても、専門家のご助言をいただきながら選定してまいります。
	■コウモリ類の保全対策について 仮に事業者がコウモリ類への保全対策をする場合、事前の現地調査で適切なカットイン風速を求めておくことが重要だ。なぜなら適切なカットイン風速値は各発電所で大きく異なるため、ケースバイケースで求めるしか方法がない(一律の基準はない)からだ。 また、仮に事後調査でバットストライク等が発生し、そこから適切なカットイン風速を求める調査をはじめたとすると、その原因調査中にさらに多数のコウモリが死ぬおそれがある。最悪の場合、	国内のバットストライクの実態については不明な点も多く、調査方法及び環境保全措置についても検討され始めた段階と認識しております。事業計画の検討に当たっては、今後実施する現地調査及び専門家のご助言を踏まえた上で予測・評価を行い、環境影響を極力低減するための配慮を行ってまいります。

事業者には稼働停止のリスクが生じるのではな いか。

■P308 哺乳類 (コウモリ類) の調査方法について コウモリ類調査について、「バットディテクター を用いたコウモリ類の音声調査及び目視確認調 査を実施する。なお、調査にあたっては、高空を 飛翔する種の有無に留意して調査を実施する。」 とあるが、夜間に高空を飛翔するコウモリ類を、 双眼鏡や望遠鏡で観察することはできない。で は、事業者はコウモリ類の飛翔高度を、どのよう に把握するつもりだろうか?調査内容を具体的 に記載せよ。なお「バットディテクターを使用し たルートセンサス」は、バットディテクターの探 知距離は短く、地上からではコウモリ類の飛翔高 度を把握できないので、当然不適切である。また、 「ライト調査」は餌昆虫を誘引し、コウモリ類の 飛翔高度が変化するほか、霧の中では調査できな いため、不適切である。事業者が実施可能な唯一 の方法は高空のバットディテクター自動録音調 査であろう。事業者は、至急コウモリ類の専門家 に調査内容について意見聴取を行うべきではな いか?

■P261 ライトを利用したコウモリ類の目視調査 について

ライトを利用した目視調査はコウモリ類で実施するべきではない。「経済産業省委託平成27年度発電所環境審査調査報告書」(平成28年)によれば、ライトを使用した目視調査はコウモリ類どころか鳥類さえも確認ができていない。この報告では最も有力な調査は「鳴き声調査」であるという。ライトを利用したコウモリ類の目視調査の欠点は

- 1. 昆虫を誘引することである。当然ながらコウモリ類の飛翔高度や利用頻度が変化してしまう。これでは予測に使えない。
- 2. 目視調査のためかけられる調査日数、調査時間に限度がある。かかる人件費の割に得られるデータ量が非常に少ないか、もしくは得られるデータがない。
- 3. 種(属)の識別ができない。

目視ではどの属のコウモリかさえわからない。経験を積んだ調査員でさえ、夜間に鳥かコウモリかを目視で判断できるのかは疑問である。

4. 霧の日は調査できない。

霧の日でもコウモリが飛ぶ時があるが、ライトは 上空まで届かない。

以上のことを踏まえると、風力発電アセスにおいて、コウモリ類の目視調査は不適切ではないか?

■P259 専門家等への意見聴取について 専門家へ意見聴取した日時の記載がない。そもそ も事業者が選定した専門家が本当に実在する者 か疑わしいので、議事録を示すこと。 ご指摘のとおり、ルートセンサスによるバットディテクターでの調査では高空を飛翔するコウモリ類の把握が難しいため、対象事業実施区域周囲の代表的な地点として風況観測塔にバットディテクターを設置し、自動録音調査を行うことを検討します。なお、調査実施に当たっては、コウモリ類の専門家へのヒアリングを追加で実施し、そのご助言の結果を踏まえ、また他事例を参考に調査方法を検討します。

バットストライクの影響については調査手法及 び予測評価手法が確立されていない状況です。コ ウモリ類の専門家へのヒアリングを追加で実施 し、そのご助言の結果を踏まえ、また他事例を参 考に調査方法を検討します。

専門家への意見聴取を行った日時については、以下のとおりです。

専門家 1 (鳥類): 平成 28 年 8 月 31 日 (水) 専門家 2(動物、生態系): 平成 28 年 8 月 31 日 (水) 専門家 3 (植物、植生): 平成 28 年 8 月 24 日 (水) 議事録については、意見聴取実施後に各専門家に 議事内容を送付し、ご承認いただいた内容を方法 No. 意見の概要 事業者の見解

■P261 専門家等へ意見聴取について

コウモリは哺乳類である。なぜ鳥類に専門家にコウモリ類のことをヒアリングしたのか?風力発電施設供用によるコウモリ類への影響を予測するために、必要十分な調査を行うべきである。必要な調査内容については、鳥類やネズミ類、大型哺乳類などの他分野の「専門家」ではなく、バットストライクについて十分な知識のある「コウモリ類の専門家」にヒアリングを行うべきではないのか。

■コウモリ類の調査手法の重点化について 対象事業実施区域のある岩手県には、ヤマコウモ リやヒナコウモリ、フジホオヒゲコウモリ、クロ ホオヒゲコウモリなど貴重なコウモリ類が多く 生息する。対象事業実施区域周辺は良好な樹林環 境が広がることから、これら貴重なコウモリ類が 生息する可能性は十分考えられる。

コウモリ類は探餌のため夜間飛翔するが、風車に 巻き込まれ死亡する事例が国内外で報告されて おり深刻な問題となっている。対象事業実施区域 において風車の稼働により死亡するおそれが高 いのは空中を飛翔するコウモリ類と鳥類である。 よってコウモリ類についても、調査の重点化を要 望する。

■コウモリ類への累積的影響について

対象事業実施区域とその周辺では、「稲庭風力発電所(岩手県営)」が稼働しているほか、「稲庭風力発電所(岩手県営)」が稼働しているほか、「稲庭田子風力発電事業(グリーンパワーインベスメント)」が計画されている。これらの施設を合わせると、稲庭田西辺の約10kmの樹林に約140基の風車が林立るる予定だ。各地でバットストライクが生じてリ類るうとを踏まえれば、これら風車群がコウキッとる累積的な影響は看過できない。事業するはまるではないのか?

■コウモリ類について

コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。 また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。重要種も、重要種以外のコウモリも、すべてのコウモリについて影響予測及び保全対策を行って欲しい。

コウモリへの保全対策は「事後調査で死体を確認 してから」考えるという事業者がいるが、保全対 策はコウモリの死亡事故が起こる前から実施す るべきではないのか? 書に掲載しておりますので、方法書の記載内容が 議事録の内容になります。

コウモリ類の専門家へのヒアリングを追加で実施します。

対象事業実施区域及びその周囲は牧野として利 用されており、またご指摘のとおり樹林環境の場 がっていることから、本事業においては、そ予測・ に生息・生育する動植物への影響を適切しておりに生息・生育する動植物への影響を認識しておりにておりませを認識しております。なお、現時点では国内におけるにでは、からにでいて、なおいております。コウモリの生息状でする影響につきましては、今後実施を行いになります。各段階にいております。各段階にいたでは、専門家のご助言をいただきながら進めていく方針です。

累積的な環境影響が懸念されるものについては、 今後、可能な限り環境影響評価図書等の公開情報 の収集や他事業者との情報交換等に努めるべき と考えており、さらに、専門家等のご助言を踏ま えた上で予測及び評価を行い、事業計画を検討し ます。

国内のバットストライクの実態については不明な点も多く、調査方法及び環境保全措置についても検討され始めた段階と認識しております。今後、コウモリ類の専門家のご助言を適宜いただきながら現地調査を行い、その結果を踏まえ影響の予測・評価を行い、環境影響を回避又は極力低減するよう、実施可能な環境保全措置を検討します。

■P308 哺乳類 (コウモリ類) の調査方法について 鳥類専門家の指摘どおり、バットディテクターの 探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回 転範囲のコウモリの音声は地上からほぼ探知で きない。よって気象観測搭 (バルーンは移動する ので不適切) にバットディテクター (自動録音バ ットディテクター) の延長マイクを設置し、高空 におけるコウモリの音声を自動録音するべきで はないのか。

■P308 バットディテクターによるコウモリ類調 杳について

調査内容に「高空を飛翔する種の有無に留意して 調査を実施する」と記載しているが、これでは具 体的に何をするつもりかわからない。コウモリに 留意するのはあたりまえではないのか?国内外 ですでに高高度のコウモリ類調査は行われてい る。ならば、なぜ事業者はコウモリ類の高高度調 査(自動録音調査)を実施しないのか?

- ■P308 バットディテクターによるコウモリ類調 査について
- ・高空の利用頻度との比較のため、自動録音は地 上でも行うべきである。
- ・地上の自動録音は1地点でなく、風車設置位置(本事業の場合は60地点)にそれぞれ設置するべきである。
- ・地点が樹林内や林縁にある場合は、バットディ テクターのマイクは樹冠より上に設置するべき だ。
- ・地上の自動録音についてもコウモリの活動期間 中、毎日録音するべきではないのか。
- ・準備書には使用したバットディテクターの機種、台数、探知可能距離、1 地点あたりの調査期間、調査日数、1 晩あたりの調査時間を記載するべきではないのか。
- ■P308 コウモリの捕獲調査について
- ・コウモリの捕獲許可申請は必ずコウモリ類の専 門家の指導のもとで行うべきである。
- ・6 月下旬―7 月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。
- ・ハープトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。
- ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、放獣するべきではないか。
- ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハープトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ(夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと)。
- ■コウモリ類の保全対策、供用後のモニタリング の実施方法について

コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモ リの保全対策として、カットイン風速の値を上げ 高空を飛翔するコウモリ類を把握するため、対象 事業実施区域周囲の代表的な地点として風況観 測塔にバットディテクターを設置し、自動録音調 査を行うことを検討します。

なお、バットストライクの影響については調査手 法及び予測評価手法が確立されていない状況で す。コウモリ類の専門家へのヒアリングを追加で 実施し、そのご助言の結果を踏まえ、また他事例 を参考に調査方法を検討します。

高空を飛翔するコウモリ類を把握するため、対象 事業実施区域周囲の代表的な地点として風況観 測塔にバットディテクターを設置し、自動録音調 査を行うことを検討します。

なお、バットストライクの影響については調査手 法及び予測評価手法が確立されていない状況で す。コウモリ類の専門家へのヒアリングを追加で 実施し、そのご助言の結果を踏まえ、また他事例 を参考に調査方法を検討します。

ご指摘のとおり、高空を飛翔するコウモリ類を把握するため、対象事業実施区域周囲の代表的な地点として風況観測塔にバットディテクターを設置し、自動録音調査を行うことを検討します。

バットストライクの影響については調査手法及び予測評価手法が確立されていない状況です。専門家のヒアリングを追加で実施し、そのご助言の結果を踏まえ、また他事例を参考に調査方法及び調査地点数を検討します。

また、調査に使用した機種の仕様等及び調査期間・日数については、準備書に記載します。

ご指摘のとおり、捕獲調査の実施によりコウモリ類に負荷を極力与えないことが重要であることは認識しております。したがって、コウモリ類に極力ダメージの少ないハープトラップを用いた調査としております。カスミ網の併用につきましては、コウモリ類への負荷もあると考えられることから専門家のご助言を踏まえた上で調査手法を検討します。

また、捕獲を伴う調査においては、夜間複数回の巡回を行います。

また、ご指摘いただいた内容を踏まえて、調査手法について専門家のヒアリングを追加で実施し、そのご助言の結果を踏まえ、また他事例を参考に調査方法を検討します。

ご指摘のとおり、カットイン風速を上げることが コウモリの保全対策の方法の一つであることは 認識しております。

また、ご指摘いただいた内容を踏まえて、調査手

No.	意見の概要	事業者の見解
	ることとフェザリングが欧州で行われている。事	法について専門家のヒアリングを追加で実施し、
7	業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速	そのご助言の結果を踏まえ、また他事例を参考に
(を少しだけあげ、さらに低風速のフェザリング	調査方法を検討します。
前。	が、コウモリの死亡率を減少させられる唯一の方	
~	法であることを認識しているか?	
ジジ	このカットイン風速等を求める調査は専門性が	
0	高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家で	
続	はアドバイスできないだろう。よって、コウモリ	
き	の保全対策について十分な知識のある「コウモリ類の」専門家に、調査手法や時期など適切である	
)	類の」専門家に、調査手伝や時期など適切である か、方法書の段階からきちんとヒアリングを行う	
	が、万伝音の収陥がらさらんとしアッシッを行う べきではないのか。	
	・コウモリの専門家への意見聴取をして頂きたい	
	例えば、表 6.2-1 (3) に鳥類の専門家が意見を述	ングを追加で実施します。
	べているが、これではコウモリ相の把握はできな	バットディテクターの種類については、幅広い周
	い。コウモリ類の専門家に意見聴取をするべき。	波数解析が可能な機種を選定し、高空を飛翔する
	時期手法とも適切ではない。	コウモリ類を把握するため、対象事業実施区域周
	・調査、予測及び評価の手法が不十分である	囲の代表的な地点として風況観測塔にバットデ
8	調査、予測及び評価の手法において、「バットデ	ィテクターを設置し、自動録音調査を行うことを
	ィテクターによるコウモリ類調査」とあるが、バ	検討します。
	ットディテクターの種類を明記するべき。ヘテロ	
	ダイン方式のバットディテクターを使用しでも	
	コウモリ相の把握は不可能。	
	ブレードの回る高さで自動録音をして解析するべきである。	
	I.コウモリ類について	1.
	1. 鳥類の専門家にコウモリについてのヒアリン	1. コウモリ類の専門家へのヒアリングを追加で実
	グは行うべきではない。コウモリは哺乳類であ	施し、そのご助言の結果を踏まえ、また他事例を
	る。少なくとも哺乳類の専門家にヒアリングを行	参考に調査方法を検討します。
	うこと。コウモリ類の幼獣が飛び始めるのは8月	
	下旬ではない。	
	2. 表 6. 2-20 (1) にコウモリ類の捕獲調査 (ハー	2.
	プトラップ)の記載がない。表 6.2-20(3)のバ	ご指摘をいただいた誤記については、準備書にお
	ットディテクターによるコウモリ類調査が1季と	いて、設定した内容を踏まえて訂正いたします。
0	記載されているが、後に続く括弧内は、春季・夏季と記載されている。表 6.2-21 (1) は調査方法	
9	ではなく調査手法ではないのか。他表はすべて手	
	法と記載されている。本方法書は手法等について	
	不整合が目立ち不備である。	
	3. 当該地域は別に縦覧されている「稲庭岳風力発	3.
	電事業、日立造船株式会社」と重複している。本	他事業との重複については、今後、可能な限り環
	計画では 60 基、日立造船も 60 基で約 10km の距	境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者
	離に120基の風車が林立することになる。各事業	との情報交換等に努めるべきと考えており、さら
	者別の影響評価では実態にそぐわないことは明	に、専門家等のご助言を踏まえた上で予測及び評
	らかである。情報を共有し地域生態系への影響を	価を行い、風力発電設備等の配置等を検討しま
	最小限にする評価が必要である。 風力発電施設での風車へのバットストライクの	す。 ご指摘のとおり、コウモリ類の専門家へのヒアリ
	周刀光 电旭 設 との風 単へのハットストノイクの 問題を調査している者です。	こ相摘のとおり、コウモり類の専門家へのピアリー ングを追加で実施します。
	コウモリは哺乳類であり、鳥類ではありません。	バットディテクターの種類については幅広い周
	コウモリ (哺乳類) についてのヒアリングを鳥類	波数解析が可能な機種を選定し、高空を飛翔する
	の団体職員になされていますが、これでよろしい	コウモリ類を把握するため、対象事業実施区域周
10	のでしょうか?	囲の代表的な地点として風況観測塔にバットデ
10	風車建設予定地は、佐賀県にも関係の深い向山満	ィテクターを設置し、自動録音調査を行うことを
	氏(故人)が、様々な生物調査をなされています。	検討します。
	バットディテクターで(Mini3で?)調査を	
	なされるようですが、コウモリの専門であれば、	
	きちんと全周波数帯を拾うフルスペクトラム方 式のバットディテクターを使って、できれば高所	
L	八ツハツドノイノクク一を使つし、じさ46は局所	

No.	意見の概要	事業者の見解
10	での音声自動録音による年間通しての調査を行	ガボロップルガ
10	う必要があります。	
前	以上、簡単ではありますが、コウモリをきちんと	
~	調査して、保護につながるようにお願いいたします。	
ジ	7 0	
0)		
続き		
き)		
	・表 6.2-1 (3) について	バットストライクの影響については調査手法及
	コウモリ類について、鳥類を専門とする団体職員	び予測評価手法が確立されていない状況です。コ
	にヒアリングするのはおかしい。コウモリの専門 家に聞くべき。	ウモリ類の専門家へのヒアリングを追加で実施 し、そのご助言の結果を踏まえ、また他事例を参
	氷に聞くべさ。 ・表 6.2-20 (2) について	し、そのこ助言の福米を踏まれ、また他事例を多 考に調査方法を検討します。
	コウモリの捕獲について、ハープトラップだけで	TO ME A LA CIRCIO CONTRA LA CONTRA L
	は不十分。バットディテクターによる調査範囲を	
11	事業区域を含む約 250mとする根拠が不明であ	
	る。 ・表 6.2-20 (3) について	
	・表 6.2-20 (3) について コウモリの捕獲調査を夏季、バットディテクター	
	による調査を春、夏季に実施としているが、秋季	
	の調査も重要である。	
	コウモリ調査方法についてはコウモリの専門家	
	に意見を聞くべき。 ■サーチライトを用いたコウモリ類の通過頻度	表 6.2-21(1)(方法書 P308)に記載のとおり、バッ
	■リーテノイトを用いたコクモッ類の過過頻及 調査の非科学性	トディテクターを用いて高空を飛翔するコウモ
	表 6.2-1 (3) (P261) で団体職員である鳥類専門	リ類の調査の実施を検討しております。バットデ
	家はサーチライトを断続的に点滅させる定量的	ィテクターの種類については幅広い周波数解析
	調査を提言している。まったく非科学的と言わざ	が可能な機種を選定し、高空を飛翔するコウモリ
	るを得ない。第一に夜間にサーチライトに照射されるコウモリ類と小型鳥類の識別は熟練者でも	類を把握するため、対象事業実施区域周囲の代表 的な地点として風況観測塔にバットディテクタ
	困難である。もし可能だとするならば、証拠とし	ーを設置し、自動録音調査を行うことを検討しま
	て確認されるコウモリ類の動画撮影を行い、映像	す。
	を証拠として残しつつ記録をしなければ客観的	バットストライクの影響については調査手法及
	証拠とはならない。映像記録を残すのであれば、 そのすべての証拠 (動画のモーションキャプチャ	び予測評価手法が確立されていない状況です。コーウモリ類の専門家へのヒアリングを追加で実施
	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	し、そのご助言の結果を踏まえ、また他事例を参
	見する。また、コウモリ類の大きさは小型鳥類よ	考に調査方法を検討します。
	りもさらに小さいことをよく認識することだ。つ	
10	まり、発見率で中型以上のコウモリ類は視認可能	
12	でも、小型のコウモリ類の発見率は著しく下がる はずだ。これでは上空を飛翔するコウモリ類の一	
	部しか把握できないということになりかねない。	
	さらに、サーチライトの断続的な照射であっても	
	正の走光性のある昆虫はサーチライトに誘引さ	
	れる。 従って、この方法ではより地面に近い場所に餌昆	
	使って、この方伝ではより地面に近い場所に囲む 虫を誘引する結果となり、これではもはや人為的	
	介入のあったデータしか得ることができない。以	
	上のことからサーチライトを用いた調査手法は、	
	科学的根拠の得られる調査手法とはなり得ない	
	と意見する。これはすなわちサーチライトを用い る調査は不適切で、これ以外の方法で高空を飛翔	
	する調査手法を新規に導入しなければ方法書と	
	して不適切であることは間違いない。高空を飛翔	
	するコウモリ類を科学的根拠をもって把握でき	
	る調査手法、つまり音声データのソナグラム化が	

No. 意見の概要 事業者の見解

可能な据付型バットディテクターを用いて高度 別のコウモリ類の飛翔頻度調査を行う以外に方 法がないと意見する。

■不適切な調査手法(なぜコウモリ類の適切な捕 獲調査を実施しないのか?)

表 6.2-20(1)(P279)によれば哺乳類のコウモリ 類の調査手法には、バットディテクターによる調 査手法しか掲げられていないのに、表 6.2-20(2) (P298) にはハープトラップによる捕獲調査が挙 げられている。2つの表の内容は一致しておらず 著しい不整合である。その上で表 6.2-20 (2) (P298) ではハープトラップ法が掲げられている が、ハープトラップ単体ではトラップよりも高い 空間を飛ぶコウモリの捕獲は極めて困難である。 風力発電事業において最も深刻な影響を受ける コウモリ類は風車ブレードの回転高を飛ぶコウ モリなのだから、ハープトラップのみを設置して コウモリ捕獲は適切に実施しましたとするのは、 これは欺瞞に満ちた詐欺であり、手抜き調査に他 ならない。事業者が高空を飛翔するコウモリ類に ついても適切に調査を行うというのであればか すみ網の併用はまず必須である。また、高空を飛 ぶコウモリ類を捕獲するために、どのような場所 にかすみ網を設置するのか科学的根拠をもって 詳細にかつ具体的に「事業者見解書」に説明する ことを求める。

■事業者の対応の「留意」とは具体的に何か? 表 6.2-1 (1) (P259) において、団体職員である 鳥類専門家が一般鳥類に対する意見として「民有 林緑の回廊については(中略)上空を利用するコ ウモリ類及び小鳥類に対する影響について留意 が必要である」と意見したのに対し、事業者は「事 業者の対応」として「左記の点に留意して調査を 行うこととした」と回答している。そこで事業者 に問うが、ここで言う「留意」とは何を意味して いるのか?鳥類専門家は上空を飛ぶコウモリ類 に特に留意するように意見しているのだが、P297 以降の「調査、予測及び評価の手法」では高空を 飛ぶコウモリ類を捕獲するためのかすみ網調査 も採用しておらず、地上を踏査しながらのバット ディテクター調査しか書かれていない。これは従 来からある、旧来型の精度の低いコウモリ類調査 しか行わないと事業者は言っているのである。 専門家ヒアリングを行なった有識者が「上空を利 用するコウモリ類に対する影響について留意す ること」とわざわざ指摘しているのに、事業者は なぜそれを採用しないで無視しているのか?専 門家ヒアリングで専門家が意見を述べてもそれ を無視するのであれば専門家ヒアリングなど不 要ではないか?表6.2-1(1)で「事業者の対応」 として挙げられている「留意」の内容とは一体ど のようなものであるのか具体的かつ詳細に「事業 者見解書」に説明することを求める。念を押して おくが、本方法書に挙げられている調査手法は従 来からある旧来型のコウモリ類調査の範囲を一 切超えているものがない。つまりどこが「留意点」

ご指摘をいただいた誤記については、準備書において、設定した内容を踏まえて訂正いたします。 で指摘のとおり、捕獲調査の実施によりコウスに指摘のとおり、捕獲調査の実施によりコウスによりないことが重要であることは認識しております。したがって、コウモリ類につかが、カスミ網の併用につきまるといい。 では、コウモリ類への負荷もあると考えられることから専門家のご助言を踏まえた上で調査手法を検討します。

なお、調査手法等について、コウモリ類の専門家 へのヒアリングを追加で実施し、そのご助言の結 果を踏まえ、また他事例を参考に調査方法を検討 します。

専門家のご助言へ留意した点として、バットディテクターを用いた高空を飛翔するコウモリ類の調査について、表 6.2-21(1)(方法書 P308)に記載しております。

捕獲調査の実施によりコウモリ類に負荷を極力与えないことが重要であることは認識しております。したがって、コウモリ類に極力ダメージの少ないハープトラップを用いた調査としており類への負荷もあると考えられることから専門家のご助言を踏まえた上で調査手法を検討します。また、高空を飛翔するコウモリ類を把握するため、対象事業実施区域周囲の代表的な地点とし動録音調査を行うことを検討します。

なお、調査方法についてはコウモリ類の専門家へのヒアリングを追加で実施し、そのご助言の結果を踏まえ、ご指摘をいただいたかすみ網の併用及び他事例を参考に調査方法を検討します。

とんでもない言い訳である。調査機材の性能が分からなければ、調査受託会社がそのバットディテクターの性能を検査するのが当然である。国内でもすでに独自にバットディテクターの性能を分がられたものがあるのだから、本案件だけ性能が分からないとする言い訳は通用しない。また、同時に使用するバットディテクターが天端までの範囲のコウモリ類の音声すべてを把握できないので

捕獲調査の実施によりコウモリ類に負荷を極力 与えないことが重要であることは認識しており ます。したがって、コウモリ類に極力ダメージの 少ないハープトラップを用いた調査としており ます。カスミ網の併用につきましては、コウモリ 類への負荷もあると考えられることから専門家 のご助言を踏まえた上で調査手法を検討します。 なお、調査手法等について、コウモリ類の専門家 へのヒアリングを追加で実施し、そのご助言結 果を踏まえ、また他事例を参考に調査方法を検討

事業者の見解

使用するバットディテクターの具体的な機種については現時点では未確定ですが、幅広い周波数解析が可能な機種を選定するように検討します。また、高空を飛翔するコウモリ類を把握するため、対象事業実施区域周囲の代表的な地点として風況観測塔にバットディテクターを設置し、自動録音調査を行うことを検討します。

なお、バットストライクの影響については調査手 法及び予測評価手法が確立されていない状況で す。コウモリ類の専門家へのヒアリングを追加で 実施し、そのご助言の結果を踏まえ、また他事例 を参考に調査方法を検討します。

ウモリ類のことはコウモリ類の専門家に聞くと 言うことだ。本方法書では、鳥類の専門家にコウ モリ類のことをヒアリングしている。なぜか?そ の理由を見解書に述べよ。鳥類の専門家にコウモ

No.	意見の概要	事業者の見解
12 (前ページの続き)	リ類のことを聞いているのは、もはや専門家はと アコウモリ類の専門家ではない)バードストライクられる。 同様にバットライクの深刻な影響がある。 とこのコウモリ類調査マニュアルをを行い、 コウモリ類に対しては専門家にヒアリングを ように対しては専門家にヒアリングを実施しては コウモリ類についてはコウモリ類ののは片手窓の は手抜きヒアリングである。 であり、これは手抜きヒアリングを実施して であり、これは手抜きヒアリングを実施して であり、これは手抜きヒアリングを実施して であり、これは手抜きヒアリングを であり、これは手抜きヒアリングを であり、これは手抜きヒアリングを であり、これは手抜きとアリングを であり、これは手抜きとアリングを であり、これは手抜きとアリングを であり、これは手がである。 としか思えない。必要なヒアリングを ない以上、 ない以上、 ないりモリ類に及ばす影響を研究して 設がコウモリ類に及ばす影響を研究し でありました。 関家に 追加ヒアリングする必要があると意見する。	
13	■専門家へのとアリングについて、にいて、にいて、にいて、にいて、は、人間では、見でして、いいで、は、見でして、では、見でして、では、見でして、では、見でして、では、見でして、では、では、見でして、では、見でして、では、見でして、では、見でして、では、見でして、では、では、は、見でして、では、は、は、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	上記のとおり、コウモリ類の専門家へのヒアリングを追加で実施します。 ご意見では、「青森県七戸町には、ヒナコウモリ (高空を飛翔する種で、バットストライクの影響を受けやすい種)の大規模な出産コロニーがあり、(途中略)その移動経路に風車が立てば、バットストライクが避けられない。」と挙げていただいておりますが、ご指摘に対する現地調査の手法等については、専門家のご助言を踏まえた上で、実施を検討します。
	■周囲のねぐら探索調査 七戸町以外にも、周囲にコウモリが集まる大規模なねぐらがある可能性がある。周囲に大規模なねぐらがないかを、文献資料収集からはじめ、現地での聞き取りなどで明らかにしてほしい。コウモリが集中して利用する大規模なねぐらが、建設によって破壊されたり、ねぐらから採餌場、季節移動等の移動経絡に、風車を立てないように配慮してほしい。	ご意見では、「七戸町以外にも、周囲にコウモリが集まる大規模なねぐらがある可能性がある。」と挙げていただいておりますが、当事業は青森県七戸町では実施予定はありませんが、事業計画の検討に当たっては今後実施する現地調査及び専門家のご助言を踏まえた上で予測・評価を行い、環境影響を極力低減するための配慮を行ってまいります。

てほしい。

4. 縦覧方法

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■意見書の提出方法について わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がか かる。アセスで意見を求めているのは本件だけで はなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは 金銭的負担がかかり迷惑だ。御社はなぜ E メール で意見書を受け付けないのか? 改善を望む。	意見書の提出については、不特定多数の方ができき見書を提出された場合、メールの受信確認がえを公開した場合があります。また、メールアドレスールを送られる等の当社にとってネットワーができる場合がありませていただいでおりまでは、当社の連絡先しており、Eメールでだけではなように窓口をご連絡をいただくことで、Eメールできます。個別にご連絡をいただくことで、Eメールできます。個別にご連絡をいただくことで、Eメールできます。世路をいただく方をあらかじめ把握でき、、Eメールではありません。
2	II. 縦覧方法について 1. なぜサポートが終了した Windows7 での閲覧を	1. Windows7 で閲覧としたのは、OS を限定すること

No.	意見の概要	事業者の見解
INO.	行うのか。最新のすべての OS で縦覧可能にすべ	要素有の元件 で、閲覧の不具合ができる限り生じないようにし
2	きである。「できるだけ読んでほしくない」ためか。最新の OS に変更し、縦覧期間を延長すべきである。	たものです。Windows7 は縦覧期間において、OSの中で最も高いシェアを占めているというデータがあり、できるだけ閲覧いただける環境と考えております。また、Windows7 以外の OS においても閲覧可能なことを確認しております。(http://news.mynavi.jp/news/2016/11/02/150/)
(前ページの続き)	2. なぜインターネット縦覧ができるのに、電子メール等の意見書を受け付けないのか。郵便代をかけさせることで、「意見書を出して欲しくない」ためか。「広く意見を徴収する、パブリックコメント」という基本観念に欠けている。	2. 意見書の提出については、不特定多数の方から意見書を提出された場合、メールの受信確認ができない場合があります。また、メールアドレスを公開した場合、スパムメールやウィルス付メールを送られる等の当社にとってネットワークセキ、リティー上の問題が発生します。したがって、リティー上の問題が発生します。したがっております。なお、公告においては、当社の連絡先(電話番出とさせていただいでおります。個別にご連絡をいただくことで、Eメールで意見書をご連絡をいただくことで、Eメールで意見書をごります。したがって、Eメールでの意見書提出を受け付けていないわけではありません。